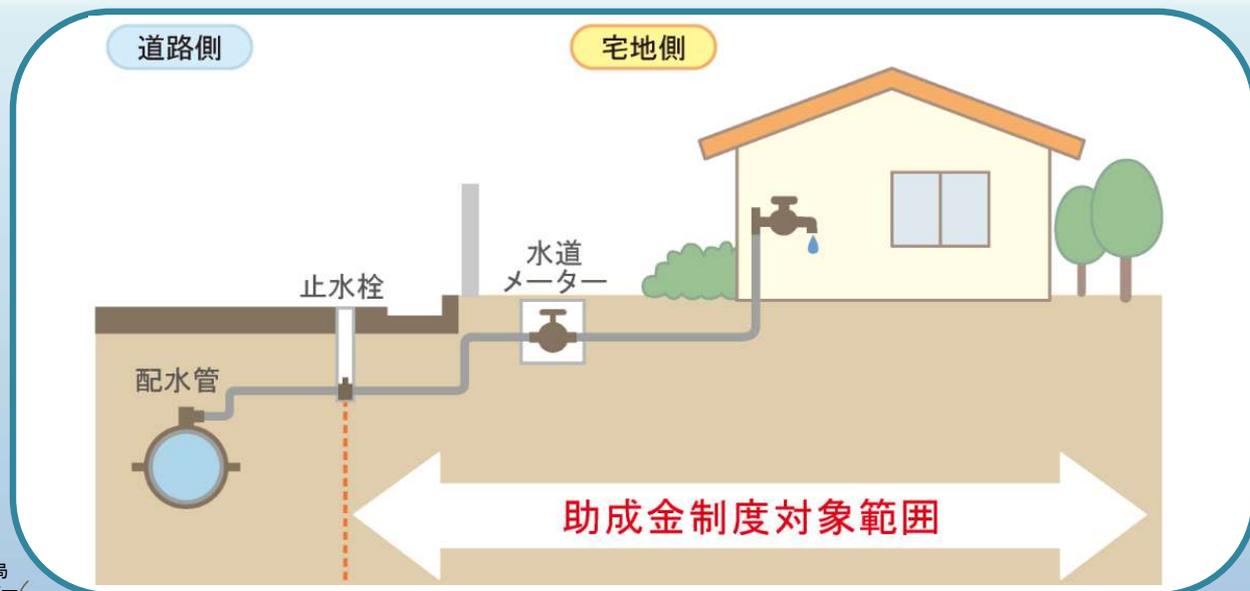


鉛製給水管取替工事助成金制度

～ 鉛製給水管取替工事助成金制度ってなに？ ～

敷地境界から宅地内の蛇口等までの間にある鉛製給水管（以下「鉛管」という。）を取り替える工事を実施するとき、申請により工事代金の一部を補助する制度です。



京都市上下水道局
マスコットキャラクター
澄都(すみと)くん



鉛製給水管取替工事助成金制度の内容

- 対象 京都市水道事業の給水区域内における給水装置の所有者
- 内容 所有者が敷地境界から蛇口等までの間に存在する鉛管を鉛以外の材質の給水管に取り替える工事をするとき（漏水修繕時に取り替える工事を含む）

※対象外工事

- ・水道メーターの口径変更
- ・新築・建替え等の全面的な改造工事

- 助成額 対象となる工事費の2分の1
※ただし、上限15万円が限度額になります
- 受付期間 各年度4月1日から翌年1月末まで（申請は施工後1年以内）

※ 助成金制度の利用をご希望の際は、担当の給水工事事務所（裏面参照）へご確認をお願いします



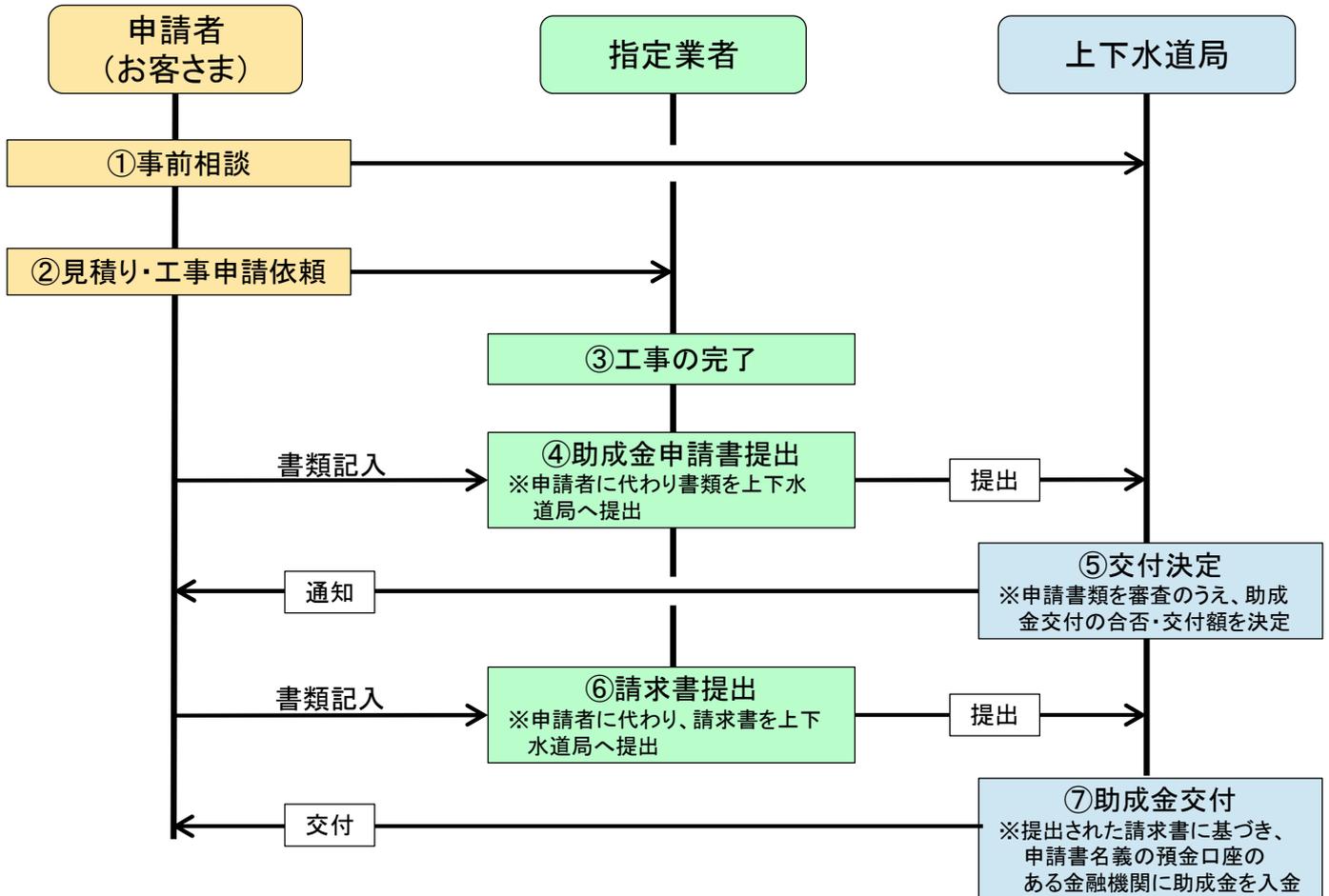
京都市上下水道局
マスコットキャラクター
ひかりちゃん



鉛製給水管取替工事助成金が 交付されるまで



- 手続
- ・取替工事を検討されるときは、**必ず事前に給水工事事務所にご相談ください。**
 - ・ご相談のうえ、お客さまご自身で京都市指定給水装置工事事業者（以下、「指定業者」という。）に工事費の見積り※等を確認していただき、工事を依頼してください。
 - ・申請に関する手続きは、工事後に指定業者が上下水道局に代理申請します。



※ 工事費の見積りは有料となる場合がありますので、事前にご確認ください

◎申請・工事等に関する詳細は、下記にお問い合わせ願います。

名称	住所	工事区域	電話番号
給水工事事務所	〒616-8084 右京区太秦安井一町田町14 (太秦庁舎3階)	(北部工事第1係) 北区、上京区的一条通以北、左京区	(075) 841-3126
		(北部工事第2係) 上京区的一条通以南、中京区、右京区、西京区(外畑地区除く)	(075) 841-3127
	〒601-8116 南区上烏羽鉾立町11-3 (総合庁舎2階)	(南部工事第1係) 山科区、下京区、南区、伏見区 醍醐支所管内	(075) 672-3507
		(南部工事第2係) 東山区、西京区外畑地区、伏見区(醍醐支所管内除く)	(075) 672-3511